## 福岡市NPO活動推進補助金事業評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 福岡市NPO活動推進補助金制度に係る申請事業の評価等を行うため、福岡市NPO 活動推進補助金事業評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、福岡市NPO活動推進補助金に係る申請事業を、調査・評価する。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

(委員)

- 第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 市民公益活動実践者
  - (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

- 第6条 委員会に、会長及び副会長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民局市民公益活動推進課において処理する。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に 諮って定める。

附則

- この要綱は、平成16年9月1日から施行する。
- この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成24年12月3日から施行する。
- この要綱は、令和3年4月15日から施行する。
- この要綱は、令和5年4月13日から施行する。